

野外焼却は禁止されています！

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(要約)

(焼却禁止)

第十六条の二 何人も、下記の【例外】とされている焼却などによる場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

(罰則)

第二十五条 廃棄物を不法投棄した者及び違法に

第三十二条 野外焼却した者(未遂行為も含む)
は、5年以下の懲役若しくは、1,000
万円以下の罰金(法人は3億円以下
の罰金)又はこれを併科する。



最近も、伐採した木を、田や自宅で焼却して、30万円の罰金を科された事例があります。

【例外】※焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※上記【例外】に該当していても、むやみに焼却して良いという事ではありません。焼却により、健康被害や生活環境に支障が発生したり、そのおそれがあると判断する場合には、行政指導の対象になります。

よくある質問

Q 家庭ごみを田畠やドラム缶・簡易焼却炉で燃やしてもダメですか？

A 一般家庭でのごみの焼却行為は『野外焼却』に該当し、罰則の対象となります。家庭ごみは『ごみの分別ガイドブック』に従い、適切に分別して決められた日に『ごみステーション』に出しましょう。



Q 野外焼却は、なぜいけないの？

A 野外焼却は、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺住民に大変な迷惑となります。野外焼却は、通常焼却温度が200度から300度程度であり、燃やすものによっては、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるおそれもあり、人の健康や環境に悪影響を及ぼしかねません。

Q 事務所から出る紙くずなど、ごく少量のものを簡易焼却炉で燃やして良いですか？

A 燃やす量にかかわらず罰則の対象となります。事業者の方は事業所から出るごみを自ら責任を持って、適切な業者に処理を依頼してください。

Q ○○で野外焼却している。今すぐ止めさせてほしい。

A 野外焼却の通報があった場合には、現場を確認し違法行為については行政指導を行います。例外行為においては、表紙の※【例外】を参考にしてください。
土曜日・日曜日・祝日夜間などの緊急の際は、警察にご連絡ください。



【野外焼却による被害を受けたら、市または警察へ】

高松市環境指導課 適正処理対策室 電話087-839-2370

高松市環境指導課（事業系の焼却） 電話087-839-2380

私たち1人1人がルールを守って住みよい生活環境を築きましょう。